

焼津市告示第301号

令和4年度焼津市中小企業者省エネ設備等投資促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年11月15日

焼津市長 中野 弘道

令和4年度焼津市中小企業者省エネ設備等投資促進事業補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 市長は、原油高、物価高騰等の影響を受ける地域産業の振興及び温室効果ガス排出量の削減を図るため、中小企業者省エネ設備等投資促進事業を実施する中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、次に該当するものとする。

ア 第6条又は第17条の規定により交付申請をした日以前に納期限が到来した市税を完納している者又はその徴収猶予を受けている者であること。

イ 事業を営む者のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

ウ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。

エ 市長がこの要綱に基づく補助が適当でないことを認めたものでないこと。

(2) 事業所 工場、事務所その他の事業場をいう。

(3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。

(4) 省エネ設備等 温室効果ガス排出量の削減が見込まれる設備のうち別表1に掲げるものをいう。

(5) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機として内燃機関を併用しない四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。

- (6) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な四輪以上の検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料がガソリン・電気であることが記載されているものをいう。
- (7) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (8) 電気自動車等 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車のうち別表2に掲げるものをいう。
- (9) 省エネ設備等導入事業 省エネ設備等を事業所に導入する事業をいう。
- (10) 電気自動車等導入事業 中小事業者が自らの事業の用に供する目的で電気自動車等を導入する事業をいう。
- (11) 中小企業者省エネ設備等投資促進事業 省エネ設備等導入事業及び電気自動車等導入事業をいう。

(補助率及び補助額)

第3条 第5条及び第16条に規定する補助対象経費に対する補助率及び補助額については、各補助対象経費の2分の1以内とし、500,000円を上限とする。

2 同一の申請者に対する補助額は、500,000円を上限とする。

第2章 省エネ設備等導入事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する中小企業者をいう。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、市内の事業所において行われる省エネ設備等導入事業に要する経費のうち、令和4年11月15日以降に生じた別表3に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額並びにクレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年3月3日までに交付申請書（省エネ設備等導入事業）（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（添付様式1）
- (2) 収支予算書（添付様式2）
- (3) 事業所の全体配置図及び導入する設備の配置図
- (4) 会社の概要が分かる書類及び直近の決算書
- (5) 申請者が法人の場合にあっては登記事項証明書、個人事業者の場合にあっては個人事業の開業届出書の写し又は住民票の写し

(6) 導入する設備の仕様を確認することができる書類（カタログの写し等）

(7) 補助事業に係る契約書、見積書等の写し

(8) その他市長が必要であると認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定する場合においては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとする場合

イ 事業主体の変更又は事業量の20パーセントを超える変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（変更申請）

第9条 第7条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が第6条の規定による申請内容を変更するときは、あらかじめ事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）に、変更内容が分かる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めたときは、事業変更・中止・廃止承認通知書（第4号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止・廃止承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めるときは、事業変更・中止・廃止承認通知書（第4号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月3日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（添付様式3）
- (2) 収支決算書（添付様式2）
- (3) 補助事業により設置した設備の状態が確認できる写真
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要であると認める書類

（交付確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（第6号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して30日又は令和5年3月20日のいずれか早い日までに請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

第3章 電気自動車等導入事業

（補助対象者）

第14条 補助対象者は、自らの事業の用に供する目的で電気自動車等を導入する中小企業者であって、次の各号に定める申請要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。
- (3) 補助対象車両の購入者であり、補助対象車両の自動車検査証上の所有者であること。
- (4) 補助対象車両の購入代金の支払が完了若しくは支払手続が完了していること。

（補助対象車両）

第15条 電気自動車等のうち、補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内であること。

- (2) 令和4年11月15日以後に初度登録（初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルへの登録（軽自動車にあつては、同法第59条に規定する新規検査）を受けることをいう。）（以下単に「初度登録」という。）を受けるものであること。
- (3) 展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。
- (4) 輸入車の場合は、中古車両ではなく、国土交通省による型式指定を受けている車両であること。

（補助対象経費）

第16条 補助対象経費は、補助対象車両の購入費用のうち、車両本体価格（付属品等（メーカーオプションを含む。）を除く価格をいう。）とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額並びにクレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

（交付の申請）

第17条 申請者は、令和5年3月3日までに、交付申請書（電気自動車等導入事業）（第8号様式）に別表4に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定及び交付確定）

第18条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、補助金の交付の決定及び確定をしたときは、交付決定・確定通知書（第9号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第19条 補助金の交付の決定及び確定においては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとする場合
 - イ 事業主体の変更又は事業量の20パーセントを超える変更をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業により取得した補助対象車両については、初度登録の日から起算して4年間、補助対象車両を善良なる管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。
- (4) 補助事業により取得した補助対象車両を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があつた場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（請求）

第20条 第18条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して30日又

は令和5年3月20日のいずれか早い日までに請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

第4章 雑則

（交付の取消し）

第21条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第22条 市長は、前条の規定に基づき、補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（報告の徴取）

第23条 市長は、補助事業者に対して、補助事業の実施による事業効果を把握するために必要な事項について、報告を求めることができる。

（公表）

第24条 市長は、前条の規定により補助事業者から報告のあった内容その他補助事業の実施に関する事項について、必要に応じて公表することができる。

附 則

この告示は、令和4年度分の補助金に適用する。